二　法第五十一条第一項第二号に規定するプログラムの普及に関する事項
三　法第五十一条第一項第三号及び第四号に規定する債務保証に関する事項
四　法第五十一条第一項第五号に規定する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の事業の適正な実施に必要な能力の評価に関する事項
五　法第五十一条第一項第六号に規定するサイバーセキュリティに関する講習に関する事項
六　法第五十一条第一項第七号に規定する調査及びその成果の普及に関する事項
七　法第五十一条第一項第八号に規定する異なる複数の情報システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携の促進に関する事項
八　法第五十一条第一項第九号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項
九　法第五十一条第一項第十号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項
十　法第五十一条第一項第十一号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十六条に規定する業務に関する事項
十一　法第五十一条第一項第十二号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

二　法第四十三条第一項第二号に規定するプログラムの普及に関する事項
三　法第四十三条第一項第三号及び第四号に規定する債務保証に関する事項
四　法第四十三条第一項第五号に規定する技術上の評価に関する事項
五　法第四十三条第一項第六号に規定するサイバーセキュリティに関する講習に関する事項
六　法第四十三条第一項第七号に規定する調査及びその成果の普及に関する事項
（新設）

（新設）
七　法第四十三条第一項第八号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項
八　法第四十三条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十六条に規定する業務に関する事項
九　法第四十三条第一項第十号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

十二　法第五十一条第一項第十三号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項
十三　法第五十一条第一項第十四号に規定する生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務に関する事項
十四　法第五十一条第一項第十五号に規定する附帯する業務に関する事項
十五　法第五十一条第一項第十六号に規定する中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項
十六　法第五十一条第二項に規定する事務に関する事項
十七～十九　［略］
（財務諸表）
第十条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

［削る］

（会計監査報告の作成）
第十一条の二　［略］
（積立金の処分に係る申請の添付書類）
第十五条　施行令第八条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］

十　法第四十三条第一項第十一号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項
十一　法第四十三条第一項第十二号に規定する生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務に関する事項
十二　法第四十三条第一項第十三号に規定する附帯する業務に関する事項
十三　法第四十三条第一項第十四号に規定する中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項
十四　法第四十三条第二項に規定する事務に関する事項
十五～十七　［略］
（財務諸表）
第十条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。
（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）
第十一条の二　機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結附属明細書とする。
（会計監査報告の作成）
第十一条の三　［略］
（積立金の処分に係る申請の添付書類）
第十五条　施行令第七条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］